

市からの連絡帳

7月は、固定資産税・都市計画税第2期の納期です。
～納付には、便利な口座振替を～
▶納税課 ☎ 042-460-9831

税

市税・国民健康保険料の休日納付相談窓口

時 7月2日(土)・3日(日)午前9時～午後4時(国民健康保険料の納付相談は7月3日(日)のみ)

場 いずれも田無庁舎のみ
●市税…納税課(4階)
●国民健康保険料…保険年金課(2階)
※電話または窓口で相談可
▶納税課 ☎ 042-460-9832
▶保険年金課 ☎ 042-460-9824

家屋調査(新築・増築・改築分)にご協力を

下記の期間中に新築・増改築などをした家屋は、令和5年度から固定資産税・都市計画税の課税対象です。市では税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行います。
対 令和4年1月2日～令和5年1月1日の期間中に新築・増改築などをした家屋

調査内容(対象)
家屋の内装・外装(屋根・外壁^{など})および住宅設備(風呂・トイレ^{など})
※職員は事前の検温、マスク着用などを行い、徴税吏員証などを携帯
調査日時
家屋の所有者に事前に書面でお知らせします。書面が届きましたら、資産税課へご連絡ください。
▶資産税課 ☎ 042-460-9830

認定長期優良住宅の固定資産税を減額

次の要件を満たす住宅の固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税を除く)。

要件 ●「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅 ●令和4年1月2日～令和5年1月1日に新築された住宅 ●居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下で当該家屋の2分の1以上 ●令和5年1月31日までに、資産税課(田無庁舎4階)に必要な書類を提出

減額範囲 居住部分の床面積120㎡まで
減額期間

住宅の種類	減額期間
3階建以上の準耐火構造及び耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年度分
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年度分

必要書類 ●認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ●長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6・9・13条に規定する通知書の写し(認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)
申 市職員による家屋調査の際に、認定長期優良住宅であることをお申し出ください。
▶資産税課 ☎ 042-460-9830

保険・年金

国民年金保険料納付案内業務の民間委託

日本年金機構では国民年金保険料を納め忘れていた方に対する電話や文書、戸別訪問による納付案内、免除申請、そのほか口座振替などの案内を民間事業者へ委託しています。

委託業者
(株)アイヴィジット・東洋紙業共同企業体
※訪問時には日本年金機構が発行した顔写真付き身分証明書を提示します。
※委託業者は、現金や年金手帳・通帳などを預かることはしません。また、ATM操作を指示して振り込みをお願いします。不審な点などありましたら、**問**へご連絡ください。
問 日本年金機構 武蔵野年金事務所
☎ 0422-56-1411 (ナビダイヤル)
▶保険年金課 ☎ 042-460-9825

出産育児一時金・葬祭費の支給

◆出産育児一時金の支給

国保加入者が出産したときに支給されます。医療機関へ支払われる直接支払制度や受取代理制度があり、利用する場合は、出産前に医療機関と契約を交わすことで、出産後の申請は原則不要となります。
※直接支払制度を利用して出産費用が一時金を下回る方や直接支払制度などを利用しない方は申請が必要です。
持 ●保険証 ●世帯主名義の口座情報 ●直接支払制度合意文書 ●出産費用明細書 ●マイナンバーの分かる書類

◆葬祭費の支給

国保加入者が死亡し、葬儀を行った場合、喪主の方へ葬祭費の支給を行っています。
申請期間 葬儀を行った日の翌日から2年間
持 ●保険証 ●喪主名義の口座情報 ●会葬礼状または葬儀の領収書の写し(いずれも喪主の名義が分かるもの)
支給金額 5万円
※郵送希望の方は事前にお問い合わせください。
場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)
▶保険年金課 ☎ 042-460-9821

後期高齢者医療制度加入者の葬祭費支給

後期高齢者医療制度加入者が亡くなった場合、喪主の方へ葬祭費の支給を行っています。
対 東京都後期高齢者医療広域連合が保険者で保険者番号が「39132295」の方の遺族(喪主)
持 ●保険証 ●喪主名義の口座情報
支給金額 5万円
申請期間 葬儀を行った日の翌日から2年間
提出書類 ●西東京市後期高齢者葬祭費助成交付申請(請求)書 ●会葬礼状または葬儀の領収書の写し(いずれも喪主の名義が分かるもの)
※申請後、2カ月程度で振り込み、通知は申請者(喪主)へ郵送
※詳細は市 **問**・東京いきいきネット **問** をご覧ください。
▶保険年金課 ☎ 042-460-9823

福祉

介護保険負担割合証を送付

介護サービスの利用者負担の割合(1割、2割または3割)が記載された「介護保険負担割合証」の有効期限は7月31日(日)です。対象となる方には、更新した負担割合証を送付します(申請不要)。

介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用する際に担当のケアマネジャーやサービス事業者に提示してください。

※新型コロナウイルス感染症の関係で確定申告が遅れた方は、申告内容により、後日負担割合が変わる場合があります。

発送日 7月中旬
対 要介護・要支援認定を受けている方(総合事業の事業対象者を含む)
▶高齢者支援課 ☎ 042-420-2813

介護保険訪問看護利用者負担軽減認定の申請

低所得者の方を対象に、介護保険における訪問看護の利用者負担(1割負担)の25%を軽減します。

申 7月1日(金)から、令和4年度(8月～令和5年7月)の受付開始
※世帯全員が住民税非課税などの要件がありますので、事前にお問い合わせください。
持 ●介護保険訪問看護利用者負担軽減対象認定申請書 ●収入及び資産等に関する申告書(世帯全員の預貯金通帳のコピーを添付)
▶高齢者支援課 ☎ 042-420-2813

入院期間中の紙おむつ代の助成申請

医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院などに支払っている高齢者の方などに助成を行います。

対象期間 3月1日～6月30日入院分
助成金額 月ごとの紙おむつ代の実費金額(上限月額4,500円)
対象者 次の全てに該当する方
●入院期間(上記対象期間)中に西東京市に住民登録をしている
●40歳以上で入院時に介護保険認定において要介護1以上の認定を受けている
●医療保険適用の病院に入院し、紙おむつ代を病院などに支払っている(令和4年度から、紙おむつの持ち込みを認めている病院も対象)
●入院期間中に生活保護などを受給していない
●同一月内で、西東京市認知症およびねたきり高齢者等紙おむつ給付サービスを受けていない

次のいずれかで申請
●持参…7月11日(月)～29日(金)に下記へ ※(土)・(日)・(祝)を除く

場 高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)
●郵送…7月11日(月)～31日(日)(消印有効)に〒188-8666市役所高齢者支援課へ

必要なもの
●紙おむつ助成金交付申請書
●紙おむつ助成金口座振込依頼書
●介護保険被保険者証のコピー
●振込先の口座が分かるもの(通帳のコピー^{など})
●病院または病院が別途委託している

業者などが発行した領収書などのコピー
※領収書には、対象者氏名・入院期間・病院名・紙おむつの金額の記載が必要です。紙おむつ代の記載がないものは申請できません。領収書の金額にシーツやパジャマ代などが合算されている場合は、別途病院や委託業者などが発行した内訳のコピーが必要になります。
※申請書などは市 **問** で配布
※次回(7～10月入院分)は11月に予定しています。
▶高齢者支援課 ☎ 042-420-2810

子育て・教育

幼稚園利用の負担を一部軽減

入園料などに対する補助金を新設
令和5年度新入園の方から、入園料などに対して3万5,000円を補助します(所得制限^{など}あり)。

無償化の給付方法を変更
令和5年度から、月々の保育料のうち無償化相当額は、保護者の方が一時的に負担することなく、市から園に直接支払う方法に変更します。
補助金交付の条件、給付方法変更の詳細は、順次市 **問** でお知らせします。

▶幼児教育・保育課 ☎ 042-497-4926

児童・生徒応援事業 図書カードの贈呈(申請不要)

コロナ禍において、今までと異なる生活の中で頑張ってきた子どもたちへ、本を通じた学びや成長を支援するため、図書カード(3,000円)をお贈りします。ぜひ、ご活用ください。

時期 7月ごろ
対象・贈呈方法 ●市立小・中学校の児童・生徒は学校で贈呈 ●上記以外で在住の児童・生徒および高校生世代は郵送(簡易書留)
※詳細は市 **問** をご確認ください。
※7月末までに届かない方はお問い合わせください。
▶教育企画課 ☎ 042-420-2822

暮らし

自動通話録音機給付の申請受付

特殊詐欺の被害から身を守るためには、犯人と会話しないことが重要です。電話による詐欺の被害を防ぐためにも、警告メッセージが流れる「自動通話録音機」をご活用ください。

場 ●7月1日(金)から…危機管理課(防災・保谷保健福祉総合センター5階)
●7月1日(金)～14日(木)…田無庁舎1階(特設会場)
●7月15日(金)から…高齢者支援課(田無第二庁舎1階)、総務課(田無庁舎5階)
対 在住で65歳以上の方が居住する世帯^{など}
※過去に給付済みの世帯を除く
持 本人確認書類(運転免許証・保険証^{など})
※申請者と使用者が異なる場合は、使用者分の写し
給付総数 70台(申込順)
受取方法 審査後、各窓口にて
▶危機管理課 ☎ 042-438-4005

わが家の耐震診断をしよう

建物の設計図を基に簡易耐震診断を行い、助言などを受けることができます。